

承安四年に御再興ありしかど、其の後また絶えたりしとぞ聞けける。然るに其の後朝廷御衰微にて、さる節會も無かりしかど、武家には慶長・元和徳川幕府の治世と成り、天下泰平に屬し、百事復古の際、諸藩に相撲者を召抱えける事始り、元和・寛永の頃盛んなりしゆゑに、吾が前田家にも相撲者をば多く召抱えられしとぞ。舊藩中の諸記録を考ふるに、三壺記に、元和九年二月利常卿の母堂玉泉院殿逝去の時、獅子之助といふ御相撲の者を寶圓寺へ被遣たるよし見ゆ、又寛永三年の頃、富山藤繩といふ御相撲の者、金澤にて徒黨を結び、土藏を破りけるに依りて、刑罰に處せられ、又其の頃歌舞伎座ありて、歌舞伎を興行しけるに、御歩行相撲の者は何れの芝居にても、札鏡なしに見物すとあり。又寛永十一年に金澤城内玉泉院丸の露地に築山泉水を命ぜられしに、御相撲の者五十人と、百人者と名付けたる鐵炮の者共と、輕々敷出立にて、御意に隨うて働きければ、頓て御露地出來すとありて、寛永十一年の頃は相撲者五十人居たる事知られたり。擬相撲者を召抱えられし事は、藩士比良氏系圖に、寛永三年微妙公御上洛之時分、比良左内

相撲組に被召抱、知行百石拜領被仰付。と見ゆ、江州今津甚右衛門由緒書に、利常卿寛永年中御上洛の時、甚右衛門家被爲入、相撲御覽被成。獅子之助と云ふ相撲取、甚右衛門方に罷在處、被召抱御供仕御國に罷越。とあり。又菅家見聞集に、正保二年四月陽廣公逝去に付、小笹善四郎は御手廻組相勤め、寛永年中相撲の會盛んなる時分、山城國鳥羽里より被召抱、其後御厚恩を蒙り、其御恩を報ぜん爲めとて殉死仕る。と見ゆ、又有澤永貞の古兵談殘囊集に、利常卿長濱屋與兵衛といふ相撲取を召抱えらる。其頃天下相撲時花りたる故なり。とあり。右等の傳説共にて見れば、相撲者を被召置たるは、元和・寛永の頃のみならんか。寛永十四年四月廿一日の定書に、

- 一、辻立・辻歌・すまひの事。居屋敷之内、すまひ同前之事。
- 一、面々居屋敷・下屋敷並町屋何方にても、をどり其外人あつめ、高聲猥成遊事。

右條々御停止の旨被仰出候。按ずるに、寛永十四年に右の如く金澤にて相撲停止に相成るに付、此時藩主召抱の相撲組も廢止に成りたるならん

か。或は云ふ。相撲組の者を廢せられし時、相撲の者共をば露地掛りに命ぜらる。是を手木足輕と呼べり。手木足輕は相撲組の者なりし故に、後々までも江戸などにては、加賀の御相撲と呼べりといへり。

○相撲順禮傳話

龜尾記に云ふ。昔我が藩に相撲の者を抱え置かれたる頃、順禮と號する無双の相撲あり。三十三番引續けて勝ちたり。依りて名を順禮と呼べり。其頃越前家の抱相撲に嵐追手とて、無双の相撲なりしが、或年徳川家康公相撲興行を命ぜられ、御覽の時順禮と嵐追手と組合はせり。然るに順禮投げられたり。是より加賀藩に相撲組を止められ、手木の者に成りたり。といへり。平次按ずるに、順禮と稱せる相撲者の事は、校合雜記に云ふ。結城三河守秀康公或時伏見にて家康公秀忠公御兩所を招請し給ひ、角力興行ありけるが、秀康公の抱相撲追手と前田利長の順禮と取組みけり。是ぞ今日の關角力、誠に晴なる勝負なれば、諸人片唾をのみ見物す。彼の順禮といふは、つゞけさまに三十三番勝ちたるがゆゑに、三十三ヶ所に札を納むる順禮になぞらへ、名付け

たりし程の大力なれば、良勝負もわからざりしが、追手力や増りたりけん。力足をふんで追手、順禮を場中へなげ出しければ、庭上にあつまれる見物のものども、したりく一同にとよみけるを、奉行人馳せまはり、御前也と制しけりと云々。關屋政春の古兵談には、順禮と云ふ相撲の名代は三十三番續けて勝ちたる故なり。或時黃門秀康卿の御相撲の者に勝ちたるを、立腹被成、あれ切れと仰せらる。秀康卿の家臣土屋左馬助刀をぬき其儘切らんとす。順禮逃げくるに、其先に高塚のあるを、飛付きて塀を乗る處を袈裟懸に切りたり。去れども順禮名譽の早き者にて深く當らず。切先はづれに右の尻先より十一の邊まで筋違に疵あり。其後加州へ來り、利常卿に奉仕し、戸川宗尹と云ひて、七十餘歳にて病死す。大福人也。有澤武貞の朱書に云ふ。加州の土伴喜内とて五百石取りたり。此者宗尹の彈に成りて、金銀財寶を黄ふ不首尾にて暇被下、浪人して有徳なるを以て在京して病死す。其子河合庄左衛門と云ふ浪人不力にて、伴八矢長裕に養はれて、享保年間に病死す。とあり。平次按ずるに、右戸川宗尹は、寛永四年の土帳に、